

福島市介護保険施設等指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 23 条の規定による居宅サービス等、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援を行う者若しくは法第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者若しくは法第 115 条の 45 の 5 の規定による指定事業者に係る事業所において第 1 号事業を行う者又はこれらの者であった者(以下「介護保険施設等」という。)に対して行う保険給付、予防給付及び第 1 号事業(以下「介護給付等」)に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導、並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。)の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)に関するサービスの質の確保及び介護報酬の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第 2 条 指導は、介護保険施設等に対し、「福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 30 年1月 12 日条例第 20 号)、「福島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 30 年1月 12 日条例第 21 号)、「福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 30 年1月 12 日条例第 23 号)、「福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例」(平成 30 年1月 12 日条例第 24 号)、「福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例」(平成 30 年3月 30 日条例第 73 号)、「福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 24 年 12 月 27 日条例第 35 号)、福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 30 年1月 12 日条例第 22 号)、「福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 24 年 12 月 27 日条例第 36 号)、「福島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 26 年 12 月 26 日条例第 50 号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)、

「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第129号)、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成27年厚生労働省告示第93号)等(以下「基準等」という。)に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- 2 市長は、重点的かつ効果的な指導を行うため、前年度の指導の結果等を踏まえ毎年度当初に当該年度の指導方針を策定する。

(指導対象)

第3条 指導は、次に掲げる介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

- (1)法第45条及び第57条に規定する住宅改修事業
- (2)法第70条及び第72条に規定する指定居宅サービス事業
- (3)法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業
- (4)法第79条に規定する指定居宅介護支援事業
- (5)法第86条に規定する指定介護老人福祉施設
- (6)法第94条に規定する指定介護老人保健施設
- (7)法第107条に規定する介護医療院
- (8)法第115条の2に規定する指定介護予防サービス事業
- (9)法第115条の12に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業
- (10)法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業
- (11)みなし指定居宅サービス事業(法第71条、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第4条、第5条及び第8条に規定する事業をいう。)
- (12)みなし指定介護予防サービス事業(法第115条の11に規定する事業をいう。)
- (13)法第115条の45の5に規定する介護予防・生活支援サービス事業

(指導の実施機関等)

第4条 指導の実施については、市長が所掌し、福祉監査課の職員並びに市長が必要と認める職員が行う。

(指導の方法)

第5条 指導は、次の方法により実施する。

(1)集団指導

集団指導は、市長が主体となり、福島市(以下「市」という。)が指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用による実施も可能とする。

(2)運営指導

ア 毎年度当初に実施計画を策定の上、次の①～③の内容について、実地により行う。また、市が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働省、都道府県又は市町村と合同で行うものを「合同指導」とする。

①介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

②最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（③に関するものを除く。）

③報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。

ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記ア①及び②については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については厚生労働省の「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づくものとする。また、運営指導（上記ア①及び②に限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

（指導対象の選定）

第 6 条 指導対象となる介護保険施設等については、毎年度、重点的かつ効率的な指導を行うため、第 2 条第 2 項の指導方針を踏まえ、次に掲げる基準により選定する。

（1）集団指導

集団指導は、市が指定、許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。なお、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。

（2）運営指導

ア 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう市長が、介護保険施設等を選定する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

（集団指導の手続等）

第 7 条 市長は、集団指導の対象となる介護保険施設等に対して、原則として2月前までに集団

指導の日時、場所、指導事項等について文書により通知する。

- 2 市長は、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に配慮して、当日に使用した資料等について市ホームページ等を通じて確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供する。

(運営指導の手続等)

第8条 市長は、運営指導の対象となる介護保険施設等を選定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載し、運営指導の実施日のおおむね1か月前までに文書で通知する。ただし、事前通知の方法では適切な利用(入所)者処遇の確保、運営管理体制の確立、適切な職員処遇の確保、介護給付に係る費用の額の算定の適正化等、運営指導の目的が十分に達せられないと認められる場合は、当日通知することができる。

- (1)運営指導の根拠規定
- (2)運営指導の日時及び場所
- (3)指導担当者数
- (4)介護保険施設等の出席者(役職名等で可)
- (5)準備すべき書類等

- 2 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

- 3 運営指導にあたっては、以下の点に留意する。

- (1)運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。
- (2)同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。
- (3)老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、市の担当部門間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。
- (4)運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とする。また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。
- (5)利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。

- 4 市長は、運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨を通知し改善を求め、改善結果を文書により報告を求めるものとする。

- 5 市長は、前項の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

(監査)

第 9 条 市長は、運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに福島市介護保険施設等監査要綱(令和 5 年 4 月 1 日改定)に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1)市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- (2)介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- (3)不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- (4)著しい運営基準違反や高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。

第 10 条 指導にあたり、特に次の事項に留意するものとする。

- (1)高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。
- (2)適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- (3)運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (4)運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (5)運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

(関係機関との連携)

第 11 条 市長は、指導の実施及び指導後の措置等について、都道府県等の関係行政機関との間で、必要な情報交換を行う等、互いに連携を図るものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。